

至誠館大学戦略部会規程

学校法人菅原学園

令和5年2月1日(制 定)

令和5年2月1日(発 行)

(令和6年7月1日(第1回改正))

(第2版)

承 認	作 成
	
令和6年6月14日	令和6年6月7日

至誠館大学戦略部会規程

（設置）

第1条 学校法人菅原学園経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に、至誠館大学戦略部会（以下「戦略部会」という。）を置く。

（目的）

第2条 戦略部会は、戦略会議の求めに応じ、至誠館大学の経営に関する調査・分析及び企画・立案を行い、必要に応じて戦略会議の付議事項として提案することを目的とする。

（構成）

第3条 戦略部会は、専務理事、常務理事、学長、副学長、学部長、法人本部長及び大学事務局長をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事長の指名する者を出席させることができる。

（開催日）

第4条 戦略部会は、必要に応じ随時開催する。

（招集）

第5条 戦略部会は学長がこれを招集し、その議長となる。

（協議事項）

第6条 本戦略部会では、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）学部・学科・専攻の改廃・新設
- （2）校地校舎の移転、施設の大規模改修・増設
- （3）学費の変更
- （4）人事に関する方針
- （5）その他、理事長・学長が必要とする事項

（戦略会議への提案）

第7条 学長は、前条で協議等を行った事項で、戦略会議へ提案する事項については戦略会議規程第7条に基づき、戦略会議幹事へ速やかに提出するものとする。

（事務）

第8条 戦略部会の事務は大学事務局総務課において処理する。

（議事録）

第9条 戦略部会の議事については大学事務局総務課が議事録を作成する。

2 議事録に記載すべき事項は、会議の日時、場所、出席した構成員の氏名、審議事項の概要とする。

3 議事録には関係書類を添付し大学事務局総務課においてこれを保管する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

制定 令和5年2月1日